

# 令和2年度

## 越谷市労働報酬等審議会第1回会議

日 時 令和2年10月21日（水）10:00～

場 所 越谷市役所本庁舎2階 庁議室

### 次 第

---

#### ○審議会第1回会議

1 開会

2 諮問

3 議事

(1) 越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について

(2) 報告事項

①令和元年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

②アンケート結果について

③令和2年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について

(3) 協議事項

①業務委託等に係る労働報酬下限額について

4 その他

5 閉会

## 越谷市労働報酬等審議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

令和2年6月1日現在

	氏名	委員区分	所属等
委員	たなか こうすけ 田中 浩介	学識経験者	埼玉弁護士会越谷支部
	わたなべ あきら 渡邊 智	学識経験者	埼玉県社会保険労務士会越谷支部
	むらかみ まさふみ 村上 正文	事業者	越谷市建設業協会
	といし まさき 戸石 真樹	労働者	埼玉土建一般労働組合越谷支部 書記長
	やました ひろゆき 山下 弘之	労働者	連合埼玉東部地域協議会 幹事

委嘱期間 令和元年10月1日から令和3年9月30日まで

資料 1

令和 2 年度 越谷市労働報酬等審議会 第 1 回会議 資料

**【越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について】**

## 1 審議会の目的

越谷市公契約条例（平成29年4月1日施行）に基づく労働報酬下限額を決定するにあたり、その過程の透明性や、水準の妥当性、公平性等を確保するため、市長からの諮問に応じて調査・審議を行うものです。

○労働報酬下限額とは

公契約に係る適正な労働環境を確保する観点から、市が独自に定め、受注者に対して義務付ける賃金の下限額（建設工事の各職種及び業務委託ごとに設定）

## 2 審議会開催状況

平成28年度	日時		場所	議題等
第1回会議	平成29年1月12日(木)	10:00~12:00	本庁舎2階庁議室	委嘱式、諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
第2回会議	平成29年1月25日(水)	14:30~16:30	本庁舎5階第4委員会室	業務委託等に係る労働報酬下限額について
第3回会議	平成29年2月13日(月)	13:30~15:30	中央市民会館5階 特別会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	平成29年2月17日(金)	13:45~14:10	本庁舎2階庁議室	答申

平成29年度	日時		場所	議題等
第1回会議	平成30年1月10日(水)	15:00~17:10	本庁舎5階第4委員会室	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
第2回会議	平成30年2月14日(水)	10:00~11:05	中央市民会館5階特別会議室	業務委託等、建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	平成30年3月13日(火)	11:00~11:25	本庁舎2階庁議室	答申

平成30年度	日時		場所	議題等
第1回会議	平成30年11月22日(木)	14:00~16:10	本庁舎5階第4委員会室	諮問、業務委託等、建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	平成31年1月7日(月)	13:00~13:25	本庁舎2階庁議室	答申

令和元年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和元年10月2日(水)	14:00~15:00	本庁舎2階庁議室	委嘱式、諮問、事前説明労働報酬下限額について
第2回会議	令和元年10月15日(火)	9:30~11:30	中央市民会館5階特別会議室	業務委託等に係る労働報酬下限額について
第3回会議	令和2年3月12日(木)	14:00~15:00	中央市民会館5階特別会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和2年3月24日(火)	13:00~13:30	本庁舎2階庁議室	答申

## 3 答申（昨年度）

別添のとおり

## 4 労働報酬下限額の設定

○工事の請負の契約に係る労働報酬下限額

平成29年度	平成29年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
平成30年度	平成30年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
令和元年度	令和元年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
令和2年度	令和2年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準

○業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額

平成29年度	930円（1時間当たり）
平成30年度	960円（1時間当たり）
令和元年度	960円（1時間当たり）
令和2年度	985円（1時間当たり）

## 5 下限額対象案件

	工事請負	業務委託	指定管理協定	計
平成29年度	11件	4件	0件	15件
平成30年度	19件	36件	0件	55件
令和元年度	16件	24件	2件	42件

## 6 令和2年度審議会予定

令和2年度	日時	議題等
第1回会議	10月21日(水)	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について審議
答申		業務委託等に係る労働報酬下限額の答申
下限額決定	10月中	業務委託等に係る労働報酬下限額の決定
第2回会議	3月上旬	建設工事に係る労働報酬下限額について審議
答申	3月中旬	建設工事に係る労働報酬下限額及び付帯意見の答申
下限額決定	3月下旬	建設工事に係る労働報酬下限額の決定

令和2年3月24日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市労働報酬等審議会  
会長 田中 浩介



令和2年度労働報酬下限額について（答申）

令和元年10月2日付け越契第290号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

記

1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

令和2年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とした別紙のとおりとすることが望ましい。

なお、見習い、手元等として従事する労働者等及び年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等は、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額1,342円（1時間当たり）が望ましい。

2 業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

985円（1時間当たり）が望ましい。

3 付帯意見

- (1) 業務の委託に関する契約及び指定管理協定にかかる労働報酬下限額の設定にあたっては、会計年度任用職員の賃金水準も考慮した取扱いとすることが望ましい。
- (2) 業務の委託に関する契約の職種別下限額について、今後調査研究を行うこと。
- (3) 労働報酬下限額が適用となる案件の状況を把握することを目的として、適用案件の受注者や労働者に対してアンケート等を実施すること。

〔単価：円（1時間あたり）〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	2,622	27	普通船員	2,599
2	普通作業員	2,318	28	潜水士	4,478
3	軽作業員	1,677	29	潜水連絡員	3,184
4	造園工	2,284	30	潜水送気員	3,184
5	法面工	2,903	31	山林砂防工	3,027
6	とび工	3,004	32	軌道工	5,220
7	石工	3,027	33	型わく工	2,914
8	ブロック工	2,847	34	大工	2,880
9	電工	2,610	35	左官	3,015
10	鉄筋工	3,038	36	配管工	2,464
11	鉄骨工	2,824	37	はつり工	2,824
12	塗装工	3,004	38	防水工	3,252
13	溶接工	3,195	39	板金工	3,128
14	運転手（特殊）	2,768	40	タイル工	2,515
15	運転手（一般）	2,419	41	サッシ工	2,858
16	潜かん工	3,375	42	屋根ふき工	2,682
17	潜かん世話役	3,994	43	内装工	3,150
18	さく岩工	3,364	44	ガラス工	2,802
19	トンネル特殊工	3,409	45	建具工	2,732
20	トンネル作業員	2,734	46	ダクト工	2,509
21	トンネル世話役	3,814	47	保温工	2,554
22	橋りょう特殊工	3,477	48	建築ブロック工	2,595
23	橋りょう塗装工	3,510	49	設備機械工	2,588
24	橋りょう世話役	3,825	50	交通誘導警備員A	1,643
25	土木一般世話役	2,644	51	交通誘導警備員B	1,452
26	高級船員	3,285			



令和 2 年度越谷市労働報酬等審議会第 1 回会議資料

**【報告事項】**

- ① 令和元年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について
- ② アンケート結果について
- ③ 令和 2 年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について

# ① 令和元年度労働報酬下限度額適用案件の履行状況等について

## 令和元年度

### 【労働報酬下限度額適用案件数】

工事請負	17件	
業務委託	28件	
指定管理協定	2件	計47件

### ○工事請負 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	越谷市固定系デジタル防災行政無線整備工事	881,753,400	日本電気株式会社
2	越谷市立川柳小学校校舎増築工事（建築）	369,600,000	高元建設株式会社
3	越谷市立川柳小学校校舎増築工事（電気設備）	71,804,700	大洋電設工業株式会社
4	越谷市立川柳小学校校舎増築工事（機械設備）	100,540,000	株式会社協和設備
5	越谷市立保健センター外構整備工事	119,680,000	高元建設株式会社
6	越谷第一ポンプ場遠方監視制御設備改修工事	91,300,000	メタウォーター株式会社
7	越谷市立北陽中学校校舎外壁等改修工事	89,837,000	株式会社須賀工務店
8	越谷市斎場空調設備改修工事	64,900,000	株式会社大林組東京本店
9	かんがい排水等整備工事（31-1）	53,900,000	山崎建設株式会社
10	橋梁耐震整備工事（間久里新田橋）	231,000,000	株式会社鈴木組
11	新川都市下水道築造工事31-1	140,360,000	山崎建設株式会社
12	下水道築造工事（大竹中央通り線）	71,280,000	オザワロード株式会社
13	橋梁補修工事（中堀橋）	76,780,000	三ツ和総合建設業協同組合
14	公共下水道築造工事（新方川第17号雨水幹線の支線）31-1	127,006,000	株式会社鈴木組
15	御料堀ポンプ場耐震化改修工事	63,096,000	山崎建設株式会社
16	大沢学童保育室建設工事	73,150,000	株式会社水谷工務店
17	越谷市立光陽中学校校舎外壁等改修工事	65,780,000	有限会社大熊建設

### ○業務委託 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	街路樹等管理委託（市道2340号線外53か所）	31,164,600	有限会社片桐造園
2	街路樹等管理委託（市道2110号線外32か所）	31,164,600	株式会社深野造園
3	街路樹等管理委託（市道1130号線外32か所）	31,164,600	株式会社中新造園
4	街路樹等管理委託（市道2300号線外43か所）	16,821,327	有限会社宝亀園
5	街路樹等管理委託（市道1050号線外31か所）	10,157,384	有限会社グリーンガーデン緑屋
6	除草業務委託（その2）	11,944,914	株式会社東武園芸
7	公園等管理委託（越谷総合公園外28か所）	36,113,000	株式会社中新造園
8	公園等管理委託（越谷流通公園外27か所）	32,900,100	株式会社東武園芸
9	公園等管理委託（平方公園外14か所）	24,373,400	株式会社東武園芸
10	公園等管理委託（緑の森公園外15か所）	22,148,571	株式会社サンエー緑化
11	公園等管理委託（千間台第四公園外18か所）	21,718,964	株式会社サンエー緑化

12	公園管理委託（大吉公園外12か所）	22,068,967	株式会社深野造園
13	公園等管理委託（北越谷第五公園外6か所）	21,098,715	株式会社深野造園
14	公園管理委託（（仮称）大相模調節池親水公園）	20,432,401	株式会社サンエー緑化
15	公園等管理委託（出羽公園外3か所）	13,118,000	株式会社中新造園
16	公園等管理委託（鷺高第五公園外14か所）	12,786,040	株式会社深野造園
17	公園等管理委託（蒲生公園外13か所）	9,760,167	株式会社サンエー緑化
18	草刈清掃委託（西大袋その1）	14,039,200	株式会社中新造園
19	草刈清掃委託（西大袋その2）	11,281,500	株式会社深野造園
20	街路樹剪定委託（市道1130号線外5路線）	13,090,000	株式会社中新造園
21	街路樹剪定委託（市道1120号線外3路線）	10,582,000	株式会社東武園芸
22	街路樹剪定委託（市道2350号線外11路線）	10,131,000	有限会社片桐造園
23	越谷市被保護者就労支援事業業務委託（長期継続契約）	30,738,819	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
24	越谷市生活困窮者自立相談支援事業業務委託（長期継続契約）	66,475,866	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
25	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（北部地区）（長期継続契約）	34,500,000	社会福祉法人つぐみ共生会
26	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（南部地区）（長期継続契約）	39,900,000	特定非営利活動法人結
27	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（東部地区）（長期継続契約）	39,900,000	社会福祉法人平徳会
28	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（西部地区）（長期継続契約）	39,900,000	医療法人秀峰会

#### ○指定管理協定 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	越谷市立老人福祉センター指定管理者基本協定	284,000,000	社会福祉協議会・シンコースポーツグループ
2	越谷市民プール指定管理者基本協定	47,300,000	社会福祉協議会・シンコースポーツグループ

#### 【履行状況報告書提出件数】

工事請負 17件  
 業務委託 28件  
 指定管理協定 2件 計47件

#### 【従事労働者数】

○履行状況報告書が提出された全案件の従事労働者数をまとめた一覧

	正社員	パート・アルバイト	その他（下請等）	合計
工事請負	74人	4人	1,493人	1,570人
業務委託	203人	55人	46人	304人
指定管理	15人	84人	264人	363人
合計	291人	143人	1,803人	2,237人

## 【最低支払賃金額の報告状況】

### 工事請負

○履行状況報告書が提出された全案件のうち職種ごとの最低支払賃金額をまとめた一覧

職種	労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
特殊作業員	2,577	2,625	3,000
普通作業員	2,273	2,274	2,600
造園工	2,284	2,600	2,750
とび工	2,970	3,000	3,375
電工	2,610	2,650	3,262
鉄筋工	3,004	3,100	3,700
鉄骨工	2,790	3,000	3,000
塗装工	2,970	3,000	3,200
溶接工	3,150	3,375	3,500
運転手（特殊）	2,723	2,800	3,300
運転手（一般）	2,374	2,380	3,000
トンネル特殊工	3,330	3,550	3,550
トンネル作業員	2,700	2,800	2,800
トンネル世話役	3,634	3,950	3,950
橋りょう特殊工	3,432	3,500	3,500
橋りょう塗装工	3,465	3,700	3,700
橋りょう世話役	3,780	4,000	4,000
土木一般世話役	2,633	2,660	3,900
大工	2,847	2,950	2,950
左官	2,982	3,100	3,200
配管工	2,464	2,500	2,586
防水工	3,207	3,250	3,250
板金工	3,083	3,100	3,500
サッシ工	2,824	3,125	3,125
内装工	3,105	3,125	3,180
建具工	2,726	2,875	2,875
ダクト工	2,509	2,600	2,600
保温工	2,543	2,800	3,000
設備機械工	2,588	2,622	2,622
交通誘導警備員 A	1,609	1,625	1,700
交通誘導警備員 B	1,418	1,480	1,700

## 業務委託

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
960円	960円	1,667円

## 指定管理

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
960円	990円	990円

## ②アンケート結果について

### 【労働者向けアンケート】

条例の周知状況等を確認することを目的に、条例に規定する労働報酬下限額の適用案件の労働者を対象にアンケート調査を実施しました。

#### 令和元年度

- 調査対象： 越谷市役所新庁舎建設工事（建築）  
大沢学童保育室建設工事  
市庁舎清掃業務委託（長期継続契約）
- 調査期間： 令和元年11月27日～令和2年2月29日
- 調査内容： 別紙1のとおり

### 【事業者向けアンケート】

条例の実効性を確認することを目的に、条例に規定する労働報酬下限額の適用案件を受注した事業者を対象にアンケート調査を実施しました。

#### 令和元年度

- 調査対象： 労働報酬下限額適用案件を受注した26事業者
- 調査期間： 令和2年3月5日～令和2年3月27日
- 回答者数： 14事業者
- 調査結果： 別紙2のとおり

### ③ 令和2年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について

#### 令和2年度

【労働報酬下限額適用案件数】 ※令和2年10月9日現在

工事請負 18件  
 業務委託 29件  
 指定管理協定 2件 計49件

#### ○工事請負 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	越谷市大沢地区センター・公民館改修工事（建築）	349,800,000	高元建設株式会社
2	越谷市大沢地区センター・公民館改修工事（機械設備）	130,900,000	株式会社ナカノヤ
3	越谷市大沢地区センター・公民館改修工事（電気設備）	105,732,000	村川電気工業株式会社
4	大相模保育所建設工事（建築）	227,590,000	有限会社大熊建設
5	大相模保育所建設工事（機械設備）	67,100,000	株式会社ナカノヤ
6	大相模保育所建設工事（電気設備）	56,629,100	株式会社大久保電気
7	越谷第一ポンプ場遠方監視制御設備改修工事（雨水）	63,030,000	三菱電機株式会社 関越支社
8	越谷市立光陽中学校校舎外壁改修工事	52,800,000	高元建設株式会社
9	越谷市斎場空調設備改修工事	78,760,000	株式会社大林組 東京本店
10	市立病院冷温水発生機改修工事	108,399,500	株式会社協和設備
11	橋梁耐震整備工事（間久里新田橋）その2	125,950,000	株式会社鈴木組
12	かんがい排水等整備工事（2-1）	78,650,000	山崎建設株式会社
13	下水道築造工事（区12-5号線外4路線）	78,650,000	オザワロード株式会社
14	増森工業団地調整池改修工事	148,280,000	オザワロード株式会社
15	公共下水道築造工事（新方川第17号雨水幹線の支線）2-1	140,800,000	株式会社鈴木組
16	千疋幹線排水路整備工事2-1	116,600,000	池中建設株式会社
17	新川都市下水路築造工事2-1	107,690,000	山崎建設株式会社
18	大袋中学校校外構改修工事	137,500,000	株式会社水谷工務店

#### ○業務委託 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	街路樹等管理委託（市道2340号線外53か所）	32,670,000	有限会社片桐造園
2	街路樹等管理委託（市道2110号線外32か所）	22,847,000	株式会社深野造園
3	街路樹等管理委託（市道1130号線外32か所）	21,560,000	株式会社中新造園
4	街路樹等管理委託（市道2300号線外43か所）	17,380,000	有限会社宝亀園
5	街路樹等管理委託（市道1050号線外31か所）	10,560,000	有限会社クリーンガーデン緑屋
6	除草業務委託（その1）	11,374,000	株式会社深野造園
7	除草業務委託（その2）	13,365,000	株式会社東武緑化サービス
8	公園等管理委託（越谷総合公園外27か所）	37,367,000	株式会社中新造園
9	公園等管理委託（越谷流通公園外27か所）	35,860,000	株式会社東武園芸
10	公園等管理委託（緑の森公園外15か所）	23,375,000	株式会社サンエー緑化

11	公園管理委託（大吉公園外12か所）	23,353,000	株式会社東武緑化サービス
12	公園等管理委託（平方公園外14か所）	22,638,000	株式会社東武園芸
13	公園等管理委託（千間台第四公園外18か所）	22,275,000	株式会社サンエー緑化
14	公園等管理委託（北越谷第五公園外7か所）	22,242,000	株式会社深野造園
15	公園管理委託（（仮称）大相模調節池親水公園）	21,560,000	有限会社片桐造園
16	公園等管理委託（出羽公園外3か所）	12,888,700	株式会社大樹
17	公園等管理委託（鷺高第五公園外14か所）	13,442,000	株式会社深野造園
18	公園等管理委託（蒲生公園外13か所）	10,002,300	株式会社大樹
19	草刈清掃委託（西大袋その1）	11,484,000	有限会社クリーンガーデン緑屋
20	草刈清掃委託（西大袋その2）	9,241,100	有限会社クリーンガーデン緑屋
21	街路樹剪定委託（市道80087号線外8路線）	18,370,000	有限会社片桐造園
22	街路樹剪定委託（市道2190号線外6路線）	12,100,000	株式会社中新造園
23	街路樹剪定委託（市道1020号線外5路線）	11,055,000	有限会社クリーンガーデン緑屋
24	児童館コスモス清掃業務委託（長期継続契約）	23,650,000	首都圏環境サービス株式会社
25	児童館ヒマワリ清掃業務委託（長期継続契約）	22,532,400	株式会社リンレイサービス 埼玉支店
26	保健所・保健センター・夜間急患診療所清掃業務委託（長期継続契約）	87,714,000	日本環境マネジメント株式会社
27	市立図書館施設・設備等保守管理業務委託（長期継続契約）	21,186,000	アイル・コーポレーション株式会社 越谷支店
28	市立図書館清掃業務委託（長期継続契約）	22,473,000	アイル・コーポレーション株式会社 越谷支店
29	越谷市障害者就労支援事業業務委託（長期継続契約）	53,356,688	ウェルビー株式会社

○指定管理協定 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	市民活動支援センター	520,000,000	アイル・オーエンスグループ
2	斎場	134,000,000	PFI 越谷広域斎場株式会社

## アンケート調査結果

調査期間：令和2年3月5日～令和2年3月27日 ※再催促7月31日まで

**回答事業者：14社（全26事業者）**

問1 本市の公契約条例について、どの程度理解できていると思いますか。

1 理解できている	2社
2 ほぼ理解できている	10社
3 あまり理解できていない	2社
4 理解できていない	

問2 条例では、労働報酬下限額適用案件の受注者は、労働報酬下限額等の事項をその業務に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）へ周知することとされていますが、どのような方法で周知を行いましたか。（複数回答可）

その他の場合は、その内容を「その他」欄にご記入ください。

1 受注者が各対象労働者に書面で周知	5社
2 下請業者に各対象労働者へ書面で周知するよう依頼	2社
3 作業場事務所・労働者控室への掲示	9社
4 受注者が各対象労働者へ口頭により説明	5社
5 下請業者に各対象労働者へ口頭により周知するよう依頼	2社
6 その他（内容をご記入ください）	

問3 公契約条例に関して、対象労働者からの相談や質問、苦情等ありましたか。

1 相談等があった	
2 相談等はなかった	14社

問4 （問3において「1 相談等があった。」と回答した場合のみご回答ください。）  
相談等の内容はどのようなものでしたか。

記入欄	
-----	--

問5 公契約条例は、労働環境の整備に効果があったと思いますか。  
また、その理由をご記入ください。

1 効果があったと考える	2社
2 今は効果が見られないが、今後効果があると考え	8社
3 効果はない。今後も効果はないと考える	3社
4 その他	1社

※何故そう思うのか理由もご記入ください。

- ・少しずつ内容が見直され、下請業者の意識改革がされてきているため (回答2)
- ・今回従事して頂いた労働者の方々におかれましては労働環境において改善を要望する方が居なかったためですが、労働環境に対し条例により改善を図れるというのは労働者にとってはとても重要であり今後において効果があると感じます (回答2)
- ・下請協力会社は、品質・コスト・工期・安全面を考慮し選定しており、評価が低い下請協力会社は取引しないルール付けをしている。また、お互いに対等の立場で契約を交わしている (回答4)
- ・越谷市以外の自治体にはこのような条例がないと思われるため (回答3)
- ・各工事現場において労働者が安心して作業ができると思います (回答2)
- ・労働者の労働条件や環境の確保につながり今後効果があると考え (回答2)
- ・960円では最低賃金とほとんど変わらないため (回答3)
- ・既に条例以上の雇用内容となっている為 (回答3)
- ・適正な労働条件の確保に努めることが明確となったため (回答1)

問7 公契約条例の適用となったことにより、対象労働者の労働意欲の向上につながる効果があったと思いますか。また、その理由をご記入ください。

1 効果があったと考える	2社
2 今は効果が見られないが、今後効果があると考え	8社
3 効果はない。今後も効果はないと考える。	3社
4 その他	1社

※何故そう思うのか理由もご記入ください。

- ・問5により見直しされてくれば向上すると思われる (回答2)
- ・労働環境の改善を希望する方にとっては今後労働意欲の向上につながると思います (回答2)
- ・労働者の減少が顕著である状況下で、労働者を確保するうえでも賃金等労働環境の整備には各下請協力会社は工夫・改善している (回答4)
- ・労働者から特に意見等もなかったため (回答3)
- ・直ぐには効果は見られないと思いますが、徐々に効果は上がると思います (回答2)
- ・適正な労働報酬により労働者の雇用につながると思う (回答2)
- ・960円では最低賃金とほとんど変わらないため (回答3)
- ・既に条例以上の雇用内容となっている為 (回答3)
- ・契約に従事する労働者の労働環境が整備されることとなったため (回答1)

問8 労働報酬下限額適用案件の労働者賃金は、他に受注している工事や業務委託と比べて高いですか、低い  
ですか。

また、その理由をご記入ください。

1 高い	4社
2 低い	
3 変わらない	8社

未回答 2社

※理由もご記入ください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の工事と比べた場合高いと思われます (回答 1)</li> <li>・他の工事でのこのような調査は実施してませんので、実際賃金の高低は不明です (回答 3)</li> <li>・元請負者にとっては、経費も掛かるので、明記している賃金は高いと思います。 (回答 1)</li> <li>・介護給付で労働する者も同じくらいの賃金水準のため (回答 3)</li> <li>・他に受注している事業がない為、わかりません (未選択)</li> <li>・条例により、市独自の最低賃金を設定しているため (回答 1)</li> </ul>
---

問9 労働報酬下限額適用案件の契約締結時に配布しました「越谷市公契約条例の手引き」に記載の説明内容  
について不明点等があり見直しが必要とご感じますか。

1 必要である	1社
2 必要でない	13社

問10 (問9において「1 必要である」と回答した場合のみご回答ください。)

見直しが必要な内容はどのようなものですか。

見直し 内容欄	労働者の給与に関しては、その労働者の所属する会社の給与形態によるものなので、給 与計算を行う場合に労働者個人の月給での計算では、その工事における労働環境の改善 を担う施策となるか見直しが必要と感じました。
------------	--

問11 令和元年度の労働報酬下限額の金額について、どのように感じましたか。

1 高い	3社
2 低い	1社
3 適当な金額である	9社

未回答 1社

問12 令和元年度中に、一部の案件について、労働報酬下限額適用契約に従事する労働者を対象とした調査  
を実施しました。今後、対象案件を拡大して、労働者を対象とした調査を検討しております。

実施にあたり、対象契約の受注者へご協力をお願いすることとなりますが、調査方法等についてご意  
見がありましたらご記入ください。

なるべく簡素化した設問でお願いします
--------------------

問13 その他本市の入札・契約制度に関してご意見等がありましたらご記入ください。

また、今までご回答いただいた内容について、補足等がありましたら併せてご記入ください。

労働基準法を違反している業者や、社会保険未加入業者が入札に参加し契約するのは如何でしょうか。是非ご検討願います。
--

## アンケート調査結果

調査期間：令和元年11月27日～令和2年2月29日

送付対象案件：3件 回答：63者

問1 あなたが今働いている現場は、市の公契約条例の対象工事であり、市が独自に決めた労働報酬下限額以上の賃金が支払われることが約束されていますが、このことを知っていますか。

1 知っている。	33者
2 知らない。	30者

問2 (問1で「知っている。」と答えた方のみ御回答ください)  
公契約条例についてどうやって知りましたか。その他の場合は、その内容をご記入ください。

1 現場（職場）の掲示物（ポスター等）で知った。	5者
2 現場で配布されたチラシで知った。	5者
3 現場の朝礼や新規入場者教育で知った。	3者
4 勤務先からの説明等で知った。	18者
5 その他（内容をご記入ください）	1者

内容	1 テレビ
----	-------

未回答：1者

問3 あなたが今働いている工事での賃金は、他の工事と比べて高いですか、低いですか。

1 高い。	4者
2 低い。	7者
3 変わらない。	16者
4 わからない。	12者

未回答：1者

問4 労働報酬下限額は、普通作業員や電工、配管工などの職種ごとで異なりますが、あなたは労働報酬下限額以上の賃金をもらっていますか。

1 もらっている。	39者
2 もらっていない。	2者
3 わからない。	21者

未回答：1者

問5 (問4で「もらっていない。」と答えた方のみ御回答ください)  
労働報酬下限額以上の賃金をもらっていない理由をご記入ください。  
(例：本来の職種と違う、労働報酬下限額が低い職種（具体的な職種）で登録されているため。等)

理由記入欄	1 会社の取り分が多いため 2 2次の為
-------	-------------------------

問6 あなたは、元請負事業者の従事者ですか。下請負事業者の従事者ですか。

1 元請負事業者。	1 者
2 下請負事業者。	35 者
3 わからない。	4 者

問7 (問6で「下請負事業者。」と答えた方のみ御回答ください)  
何次下請にあたるか御回答ください。

1 1次下請。	15 者
2 2次下請。	13 者
3 3次下請以降。	3 者
4 わからない。	3 者

未回答：1 者

問8 公契約条例の対象となった工事の労働者は、労働報酬下限額を下回った賃金が支払われている場合に市または受注者（元請業者）にその旨の申し出をすることができます。このことを知っていますか。

1 知っている。	29 者
2 知らない。	26 者

未回答：8 者

問9 その他、公契約条例について、ご意見がございましたらご記入ください。

意見欄	1 安定補償がほしい
	2 残業手当がない
	3 日数と全休など計算しないとわかりにくいです

令和 2 年度越谷市労働報酬等審議会第 1 回会議資料

**【協議事項】**

- ①業務委託等に係る労働報酬下限額について

# 業務委託等に係る労働報酬下限額について

## 1 労働報酬下限額とは

公契約条例は、公契約（国や地方公共団体が、民間企業等と締結する契約）に従事する労働者の適正な労働条件を確保することを目的の一つとしていますが、この実効性を確保するため、発注者が、公契約従事労働者に支払われるべき賃金の下限額を「労働報酬下限額」として設定し、この下限額以上の賃金を受注者に義務付けるものです。

## 2 対象案件（施行規則第5条）

(1) 予定価格が5,000万円以上の工事請負契約

(2) 予定価格が1,000万円以上の業務委託のうち以下の契約

- ・建物清掃
- ・施設運転管理
- ・相談支援
- ・放置自転車保管場所管理
- ・食堂業務
- ・設備保守管理
- ・公園・街路樹等の維持管理
- ・市立病院院内保育室運営
- ・医療事務
- ・市立病院病棟保育業務
- ・市立病院警備業務
- ・市立病院電話交換業務

(3) 委託料の上限が1,000万円以上の指定管理協定

※・あだたら高原少年自然の家に係る案件

・シルバー人材センター受注案件

については、金額に関わらず、労働報酬下限額の対象外となります。

## 3 対象労働者

対象案件に従事する労働者であれば、下請負や再委託労働者、一人親方に対しても労働報酬下限額が適用されますが、以下の労働者は適用外となります。

(1) 最低賃金の減額の特例が認められる労働者（施行規則第3条第1号）

- ① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ② 試の使用期間中の者
- ③ 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの
- ④ イ 軽易な業務に従事する者  
ロ 断続的労働に従事する者

(2) 建設工事の現場代理人、監理技術者等（施行規則第3条第2号）

(3) 対象案件への従事時間が1月あたり30分未満の者（施行規則第3条第3号）

(4) 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者、家事使用人（条例第2条第4号）

## 4 対象案件受注者に求められる主な内容

対象案件に従事する全ての労働者に対して労働報酬下限額以上の賃金の支払いが義務付けられるほか、施行規則に基づく様式により、支払い賃金額や関係法令の遵守状況等について、市への報告が求められます。

## 5 令和3年度の業務委託及び指定管理協定に適用される下限額について

### (1) 労働報酬下限額の設定状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
労働報酬下限額	930円	960円	960円	985円

### (2) 各賃金額の状況

条例第6条第2項各号の規定により、業務委託の下限額の設定にあたり、本市では「最低賃金額」、「生活保護基準」及び「その他公的機関が定める労務単価の基準等」を勘案することとしていますが、他の自治体においては、それ以外に「市職員給与」や「市会計年度任用職員賃金」、「市内同種労働者、市発注業務従事労働者賃金」等を勘案しております。

#### ① 最低賃金額・・・928円（埼玉県）

○1都6県における最低賃金額の推移

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	最低賃金	前年比	最低賃金	前年比	最低賃金	前年比	最低賃金	前年比
埼玉県	871円	26円	898円	27円	926円	28円	<b>928円</b>	2円
茨城県	796円	25円	822円	26円	849円	27円	851円	2円
栃木県	800円	25円	826円	26円	853円	27円	854円	1円
群馬県	783円	24円	809円	26円	835円	26円	837円	2円
千葉県	868円	26円	895円	27円	923円	28円	925円	2円
東京都	958円	26円	985円	27円	1,013円	28円	1,013円	0円
神奈川県	956円	26円	983円	27円	1,011円	28円	1,012円	1円

○1都6県における最低賃金の上昇率

	H26→27	H27→28	H28→29	H29→30	H30→R元	R元→R2
埼玉県	2.24%	3.05%	3.08%	3.10%	3.12%	0.22%
茨城県	2.47%	3.21%	3.24%	3.27%	3.28%	0.24%
栃木県	2.46%	3.20%	3.23%	3.25%	3.27%	0.12%
群馬県	2.22%	2.99%	3.16%	3.32%	3.21%	0.24%
千葉県	2.38%	3.06%	3.09%	3.11%	3.13%	0.22%
東京都	2.14%	2.76%	2.79%	2.82%	2.84%	0.00%
神奈川県	2.03%	2.76%	2.80%	2.82%	2.85%	0.10%

② **生活保護基準**（条例第6条第2項第3号）・・・ **753円**

○令和元年度における越谷市での生活保護基準額（2級地1） ※平成30年見直し後の基準額

- ・第1類（食費、被服費等） 43,460円
- ・第2類（光熱費等） 27,300円
- ・冬季加算額 2,580円
- ・期末一時扶助 12,640円
- ・住宅扶助 43,000円
- ・合計 **128,980円**

$128,980円 \div 171.4（1月（30日）の法定労働時間） = 752.51 \approx 753円$

※1 生活保護基準額のうち最も高額な12～17歳単身世帯の基準（1類費+2類費+冬季加算+期末一時扶助費+住宅扶助※2）により積算しています。

※2 住宅扶助の数値は埼玉県住宅扶助限度額を使用し積算しています。

③ **市職員給与（高卒行政職初任給）**

◇地域手当を含めない場合・・・ **1,024円**

◇地域手当を含める場合・・・ **1,085円**

○積算方法

①高卒行政職初任給 160,100円

（越谷市職員の給与に関する条例 別表第1 1級13号）

②地域手当（6%） 9,606円

◇地域手当を含めない場合

$160,100円 \times 12月 \div 1875.5時間（年間所定労働時間） \approx 1,024円$

◇地域手当を含める場合

$169,706円 \times 12月 \div 1875.5時間（年間所定労働時間） \approx 1,085円$

④ **市会計年度任用職員賃金（事務）** ※H28～R1 臨時職員

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
賃金額	930円	940円	960円	960円	<b>1,009円</b>

⑤ **市内同種労働者、市発注業務従事労働者賃金（本市賃金調査の結果）**

○令和元年10月1日付の最低賃金額の引き上げを踏まえ、最低賃金額以上の賃金が支払われていることを確認するため、現に履行中の清掃業務委託を対象に、受注者に対するアンケート調査を実施しました。

◇調査期間 令和元年11月6日～22日

◇対象案件 現に履行中の建物清掃業務委託（計24件、11社） ※1,000万円未満の案件含む

◇調査結果

・賃金額平均値 : 1,050円（最低賃金（926円）に占める割合：113.39%）

・回答における賃金最低額：926円（最低賃金（926円）に占める割合：100.00%）

(3) 他自治体の業務委託に係る労働報酬下限額 (令和2年10月8日現在)

自治体名	下限額 前年対比	令和3年度			下限額 前年対比	令和2年度			下限額 前年対比	令和元年度		
		下限額	最低賃金	最低賃金比		下限額	最低賃金	最低賃金比		下限額	最低賃金	最低賃金比
19 越谷市			928		102.60%	985	926	106.37%	100.00%	960	898	106.90%
1 千葉県野田市			925		103.16%	978	923	105.96%	103.16%	948	895	105.92%
2 神奈川県川崎市	100.00%	1,056	1,012	104.35%	103.02%	1,056	1,011	104.45%	103.02%	1,025	983	104.27%
3 東京都多摩市	100.00%	1,046	1,013	103.26%	102.75%	1,046	1,013	103.26%	102.83%	1,018	985	103.35%
4 神奈川県相模原市	100.00%	1,059	1,012	104.64%	102.92%	1,059	1,011	104.75%	102.90%	1,029	983	104.68%
5 東京都国分寺市			1,013		103.08%	1,036	1,013	102.27%	103.08%	1,005	985	102.03%
6 東京都渋谷区			1,013		109.72%	1,118	1,013	110.37%	102.62%	1,019	985	103.45%
7 神奈川県厚木市	100.00%	1,045	1,012	103.26%	102.85%	1,045	1,011	103.36%	102.83%	1,016	983	103.36%
8 福岡県直方市			842		102.28%	897	841	106.66%	101.39%	877	814	107.74%
9 東京都足立区			1,013		102.91%	1,060	1,013	104.64%	103.00%	1,030	985	104.57%
10 兵庫県三木市			900		103.30%	940	899	104.56%	102.25%	910	871	104.48%
11 東京都千代田区			1,013		101.67%	1,095	1,013	108.09%	103.36%	1,077	985	109.34%
12 埼玉県草加市			928		101.49%	954	926	103.02%	102.96%	940	898	104.68%
13 東京都世田谷区			1,013		105.61%	1,130	1,013	111.55%	104.90%	1,070	985	108.63%
14 高知県高知市			792		103.66%	849	790	107.47%	104.46%	819	762	107.48%
15 千葉県我孫子市			925		100.43%	927	923	100.43%	106.21%	923	895	103.13%
16 兵庫県加西市			900		103.37%	920	899	102.34%	101.71%	890	871	102.18%
17 兵庫県加東市			900		103.37%	920	899	102.34%	101.14%	890	871	102.18%
18 愛知県豊橋市	100.11%	942	927	101.62%	103.07%	941	926	101.62%	103.05%	913	898	101.67%
20 東京都目黒区			1,013		102.88%	1,070	1,013	105.63%		1,040	985	105.58%
21 東京都日野市		-	1,013			-	1,013			-	985	
22 愛知県豊川市			927		102.86%	936	926	101.08%		910	898	101.34%
23 東京都新宿区			1,013			1,050	1,013	103.65%				
24 東京都杉並区			1,013									
		5,148	4,976	103.46%		22,012	21,015	104.74%		20,309	19,415	104.60%
			単純平均	103.43%			単純平均	104.72%			単純平均	104.62%

※野田市、多摩市及び国分寺市では、業務委託において、その内容に応じた複数の下限額を設定しているため、その中で最も安価な額を掲載しています。

※最低賃金については、その下限額を設定した時点での額(令和2年度の額は令和元年発効分、令和3年度の額は令和2年度発効分)を掲載しています。

#### (4) 前年度の最低賃金額と下限額の比率を新年度に適用した場合の下限額

令和2年度の労働報酬下限額と最低賃金額との比率(①)を、令和2年10月発効の最低賃金額(②)に当てはめた場合の下限額(③)一覧です。

自治体名	令和2年度			令和3年度		
	下限額	最低賃金(R元)	最低賃金比	最低賃金(R2)	適用後	設定済 下限額
越谷市	985	926	106.37%	928	987	
千葉県野田市	978	923	105.96%	925	980	
神奈川県川崎市	1,056	1,011	104.45%	1,012	1,057	1,056
東京都多摩市	1,046	1,013	103.26%	1,013	1,046	1,046
神奈川県相模原市	1,059	1,011	104.75%	1,012	1,060	1,059
東京都国分寺市	1036	1013	102.27%	1013	1,036	
東京都渋谷区	1,118	1,013	110.37%	1,013	1,118	
神奈川県厚木市	1,045	1,011	103.36%	1,012	1,046	1,045
福岡県直方市	897	841	106.66%	842	898	
東京都足立区	1,060	1,013	104.64%	1,013	1,060	
兵庫県三木市	940	899	104.56%	900	941	
東京都千代田区	1,095	1,013	108.09%	1,013	1,095	
埼玉県草加市	954	926	103.02%	928	956	
東京都世田谷区	1,130	1,013	111.55%	1,013	1,130	
高知県高知市	849	790	107.47%	792	851	
千葉県我孫子市	927	923	100.43%	925	929	
兵庫県加西市	920	899	102.34%	900	921	
兵庫県加東市	920	899	102.34%	900	921	
愛知県豊橋市	941	926	101.62%	927	942	942
東京都目黒区	1,070	1,013	105.63%	1,013	1,070	
東京都日野市	-	1,013		1,013		
愛知県豊川市	936	926	101.08%	927	937	
東京都新宿区	1,050	1,013	103.65%	1,013	1,050	

①

②

③

○今年度と同じ比率で令和2年度に当てはめた場合

越谷市の令和元年度の比率 106.37%

$$106.37\% \times 928円 \doteq 987円$$

※埼玉県最低賃金

○23自治体の平均比率で令和2年度に当てはめた場合

公契約条例導入自治体(23自治体) 令和2年度の平均 104.74%

$$104.74\% \times 928円 \doteq 972円$$

※埼玉県最低賃金

(6) 参考

○職種別下限額を設定している自治体一覧

自治体名	令和2年度		令和元年度	
	職種	下限額	職種	下限額
千葉県野田市	事務員補助	978	事務員補助	948
	プラント保安要員	1,660	プラント保安要員	1,620
	中央操作員	1,660	中央操作員	1,620
	重機オペレータ	1,660	重機オペレータ	1,620
	計量業務員	978	計量業務員	948
	プラントホーム作業員	1,240	プラントホーム作業員	1,200
	手選別作業員	985	手選別作業員	955
	手選別作業員(障がい者等)	最低賃金額	手選別作業員(障がい者等)	最低賃金額
	清掃作業員	978	清掃作業員	948
	除草作業員	978	除草作業員	948
	給食調理員	978	給食調理員	948
	給食配膳員	978	給食配膳員	948
	給食配送員(運搬員)	1,051	給食配送員(運搬員)	1,039
	給食設備管理員	1,660	給食設備管理員	1,620
東京都千代田区	警備員	1,364	警備員	1,305
	保全管理員	1,826	保全管理員	1,762
	清掃員	1,113	清掃員	1,094
	介護職	1,103	介護職	1,085
	栄養士	1,431	栄養士	1,407
	保健師	1,471	保健師	1,447
	看護師	1,471	看護師	1,447
	上記以外	1,095	上記以外	1,077